

富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、富士川町耐震改修促進計画により国の社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)(平成22年3月26日付国官会第2317号)に基づく木造住宅居住安心支援事業を実施する者に対し、町が予算の範囲内において補助金を交付することについて、富士川町補助金等交付規則(平成22年富士川町規則第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次の要件をすべて満たすものとする。
  - ア 富士川町内に住所を有する個人が所有する木造在来工法(軸組工法・伝統工法)の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの。ただし、所有者と使用者が三親等以内の親族であり、賃貸契約等による使用形態でない者に関しては、この限りではない。
  - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
  - ウ 2階建て以下のもの
  - エ 延べ面積300平方メートル以下のもの
  - オ 専用住宅又は併用住宅で住宅部分の面積が過半のもの
  - カ 長屋及び共同住宅以外のもの
- (2) 山梨県木造住宅耐震診断技術者 建築士の資格を有し、次に掲げる講習会のいずれかを修了した者をいう。
  - ア 国土交通大臣登録耐震診断資格者講習、その他国土交通大臣が同等以上であると認める講習会
  - イ 山梨県が共催する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習会
- (3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧

耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国住市第40号)の(別添)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

(6) 総合評点 山梨県木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

(7) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。

(8) 建替え工事 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(9) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上にする設計をいう。

(10) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(11) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、既存木造住宅を所有する者とする。

(補助の対象工事)

第4条 既存木造住宅について行う耐震改修工事又は建替え工事を対象とし、建替え工事については、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 建替え後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること。

(2) 建替え後の住宅は、省エネ基準に適合すること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 既存木造住宅について行う耐震改修設計及び耐震改修工事に係る経費
- (2) 既存木造住宅について行う建替え工事に係る経費  
(補助金の額)

第 6 条 既存木造住宅 1 戸あたりの補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震改修工事を行う場合にあつては、耐震改修工事に係る経費以内かつ 125 万円を限度とする。
- (2) 前号に掲げる補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた補助額とする。
- (3) 建替え工事を行う場合にあつては、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施した場合に要する経費相当分と建替え工事に係る経費を比較して低い額以内かつ 125 万円を限度とする。

2 前項で定める補助額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 町長は、前条の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第 10 条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金変更承認申請書(様式第 3 号)に別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助対象経費の変更

2 町長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに富士川町木造住宅居住安心支援事業遅滞等報告書(様式第5号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、富士川町木造住宅居住安心支援事業の中止(廃止)届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第12条 申請者は、工事に着手したときは、着工届(様式第8号)に着工の状態が確認できる写真を添付して、町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第13条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金完了実績報告書(様式第9号)に別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条第1項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以

内に富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金支払請求書(様式第 11 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第 16 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 17 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 18 条 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了又は廃止した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(指導等)

第 19 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するため、申請者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(富士川町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 富士川町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成 22 年富士川町告示第 57 号)

(2) 富士川町木造住宅耐震化建替事業費補助金交付要綱(平成 22 年富士川町告示第 58 号)

(3) 富士川町木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱(平成 24 年富士川町告示第 22 号)

(この告示の失効)

3 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、

この告示に基づき交付された補助金については、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第7条、第10条、第13条関係)

	既存木造住宅であることを確認できる書類(※1)	木造住宅の耐震診断報告書の写し(※2)	補助対象経費の見積書(※3)	請負契約書の写し(※4)	図面等(※5)	補助対象経費の領収書の写し	工事写真(※6)	工事管理報告書(※7)	確認済証及び検査済証の写し(※8)	省エネ基準に適合することが確認できる書類(※9)
交付申請時添付資料	○	○	○							
変更申請時添付資料			○	○	○					
実績報告時添付資料				○	○	○	○	○	○	○

- ※1 課税証明書、家屋所在証明書等が該当する。富士川町が実施した木造住宅耐震診断による耐震診断報告書を添付した場合は、当該書類の提出を要しない。
- ※2 建替え工事で、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合には、旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断調査票(様式第12号)(建築士の記名及び建築士の登録番号の記載があるものに限る。)及び建築士の資格者証の写しを添付すること。
- ※3 交付申請時に添付する場合にあっては、概算によるもので差し支えない。変更申請時に添付する場合にあっては、変更後のものを添付すること。
- ※4 設計書等の報告時に添付する場合にあっては、工事に係る設計の請負契約書の写し、実績報告時に添付する場合にあっては、工事の請負契約書の写しを添付すること。変更申請時に添付する場合にあっては、変更後のものを添付すること。
- ※5 耐震改修工事を実施する場合にあっては、案内図、配置図、平面図、立面図、補強計画図、その他補強方法を示す図書(建築士の記名があるもので、耐震判定委員会の判定印が押印されたものに限る。)を、建替え工事を実施する場合にあっては、案内図及び平面図を添付すること。変更申請時に添付する場合にあっては、変更後のものを添付すること。
- ※6 施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時が確認できるもの。建替え工事を実施する場合にあっては、既存木造住宅の除却前及び除却後の状況が確認できるものを含む。
- ※7 工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面を添付すること。
- ※8 建替え工事を実施する場合にあっては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写しを添付すること。
- ※9 建替え工事を実施する場合にあっては、建築物省エネ法第27条第1項の規定による省エネ基準への適合性に関する説明書の写し(計算書含む)、同法第34条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定書の写し等、省エネ基準に適合することが確認できる書類を添付すること。

富士川町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書

富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、耐震改修等を行いた  
いので、次のとおり申請します。

なお、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第3条に定める対象者及び同要綱第4  
条に定める対象工事を確認するために町が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請等  
について照合を行うことに同意します。

既存木造住宅の概要	事業内容	耐震改修工事 ・ 建替え工事		
	住宅の所在地			
	住宅の種類	専用住宅 ・ ( ) 併用住宅		
	建築年次	昭和 年 月 着工、	昭和 年 月 完成	
	階数	階	延べ床面積	m <sup>2</sup>
	併用住宅の住宅以外の面積			m <sup>2</sup>

事業費等	予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	総事業費		円
	補助対象経費 ① (②+ ③)		円
	補助対象設計費 ②		円
	補助対象工事費 ③		円
	補助申請額	③×1.0 (限度額 1,250 千円)	合計 (①以下であること)

(添付書類)

- 1 既存木造住宅であることを確認できる書類
- 2 木造住宅の耐震診断報告書の写し
- 3 補助対象経費の見積書

様

富士川町長



富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、交付申請のありました次の住宅に関する木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 住宅の所在地

3 住宅の種類

4 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事

5 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管しなければならない。

富士川町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅居住安心支援事業の計画を、次のとおり変更したいので、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 変更事項
  - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
  - (2) 補助金額の変更
  - (3) その他

(添付書類)

- 1 補助対象経費の見積書
- 2 請負契約書の写し
- 3 図面等
- 4 その他変更内容が判断できる書類



年 月 日

富士川町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

富士川町木造住宅居住安心支援事業計画遅延等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅居住安心支援事業の計画について、次のとおり事業の遅滞が生じたので、富士川木造住宅居住安心支援事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により報告します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 遅滞等の内容
- 5 遅滞等の理由

様

富士川町長



指 示 書

年 月 日付けで報告のありました下記の住宅に関する木造住宅居住安心支援事業計画  
遅滞等報告書について、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定に  
より、次のとおり指示します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容           耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 指示の内容

年 月 日

富士川町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

富士川町木造住宅居住安心支援事業の中止(廃止)届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅居住安心支援事業の計画について、次のとおり廃止(中止)したいので、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 廃止(中止)の理由

年 月 日

富士川町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

着工届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅居住安心支援事業の計画について、次のとおり着工したので、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 着工年月日 年 月 日

(添付書類)

工事着手の状態が確認できる写真

年 月 日

富士川町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

富士川町木造住宅居住安心支援事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅居住安心支援事業の計画について、次のとおり事業が完了したので、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、報告します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 完了の年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 請負契約書の写し
- 2 図面等
- 3 補助対象経費の領収書の写し
- 4 工事写真
- 5 工事管理報告書
- 6 確認済証及び検査済証の写し
- 7 省エネ基準に適合することが確認できる書類
- 8 その他、町長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

富士川町長



富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、富士川町木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 事業内容 耐震改修工事 ・ 建替え工事
- 4 交付決定額 円
- 5 交付確定額 円



様式第12号(別表関係)

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 年 月 日 午前・午後 時

建築士(調査者)氏名： \_\_\_\_\_

建築士(調査者)登録番号： \_\_\_\_\_

I) 建築物の概要

建築物の所有者：

建築物所在地：

階数：

II) 前提条件の確認(いずれも必須)

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

(1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断)

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じてる	
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

IV) 壁の割合

一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)壁の割合

方向	壁の長さ(m)	建面(m <sup>2</sup> )	イ/ロ	必要値	ハ/ニ
X					
Y					

#### IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測

The grid is a 20x30 array of squares. In the bottom-left corner, there is a coordinate system with a vertical arrow labeled "Y (縦) 方向" and a horizontal arrow labeled "X (横) 方向". A double-headed arrow between the two axes is labeled "1m", indicating the scale of the grid.

(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

①  m

② Y (縦) 方向

②  m

①②のうち小さい方を記入してください。

イ  m

(ロ) 面積

ロ  m<sup>2</sup>

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ  ÷ ロ  = ハ

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ  m

下の表から該当するものを選んで記入してください。

屋根の種類 \ 階数	平 家	2階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ  ÷ ニ  = ホ